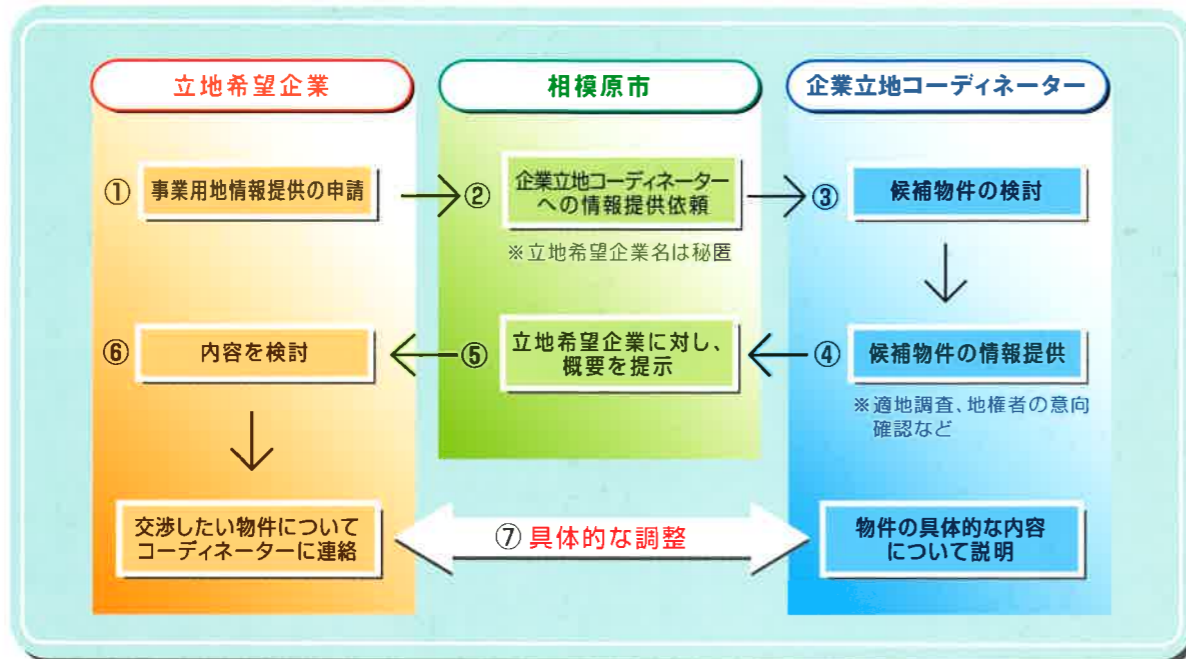


■事業用地探しをサポート「企業立地マッチング促進事業」

豊富な土地情報を持つ企業立地コーディネーター（不動産事業者、金融機関など）が相模原市内での立地を希望する企業の事業用地探しを効率的にお手伝いします。



※この事業に関する詳しい内容は、市のホームページでご覧いただけます。

■神奈川県助成制度「インベスト神奈川」との併用も可能

STEP50とインベスト神奈川を併用すると、工場は最大で投資額の19%、研究所は最大で投資額の23.5%の奨励金が交付されます。

対象地域	原則として工業専用地域及び工業地域で計画的に開発された地域など
対象業種	大企業：① 中小企業：①または② ①高度先端産業（高度技術工業、新製造技術、バイオテクノロジー、情報通信など） ②高度先端産業を支えるものづくり26分野 （プラスチック成形加工、鋳造、金属プレス加工、めっき等の業種）
最低投資額	大企業 50億円以上 中小企業 10億円以上（既存県内中小企業は2億円）
雇用条件	大企業 50人以上（常用雇用者数） 中小企業 10人以上（常用雇用者数）
助成額等	工場・本社機能 設備投資額の10%（最大10億円） 研究所 設備投資額の15%（最大20億円）

※「インベスト神奈川」の申請受付は、神奈川県商工労働部企業誘致室になります。



企業立地等のお問い合わせをワンストップでお受けします

お問い合わせ

相模原市 経済部 企業立地推進室
〒229-8611 相模原市中央2-11-15
TEL: 042-769-9253 FAX: 042-754-1064
E-mail: kigyou-r@city.sagamihara.kanagawa.jp

「STEP50」とは
Sagamihara Tomorrow Expansion Projectの
頭文字を取ったもので、相模原市の今後の50年を見
据えて、明日の発展・飛躍に向けた歩み（step）とし
ていくための取組みを表したものです。

相模原市での工場・研究所の立地を強力に支援します！



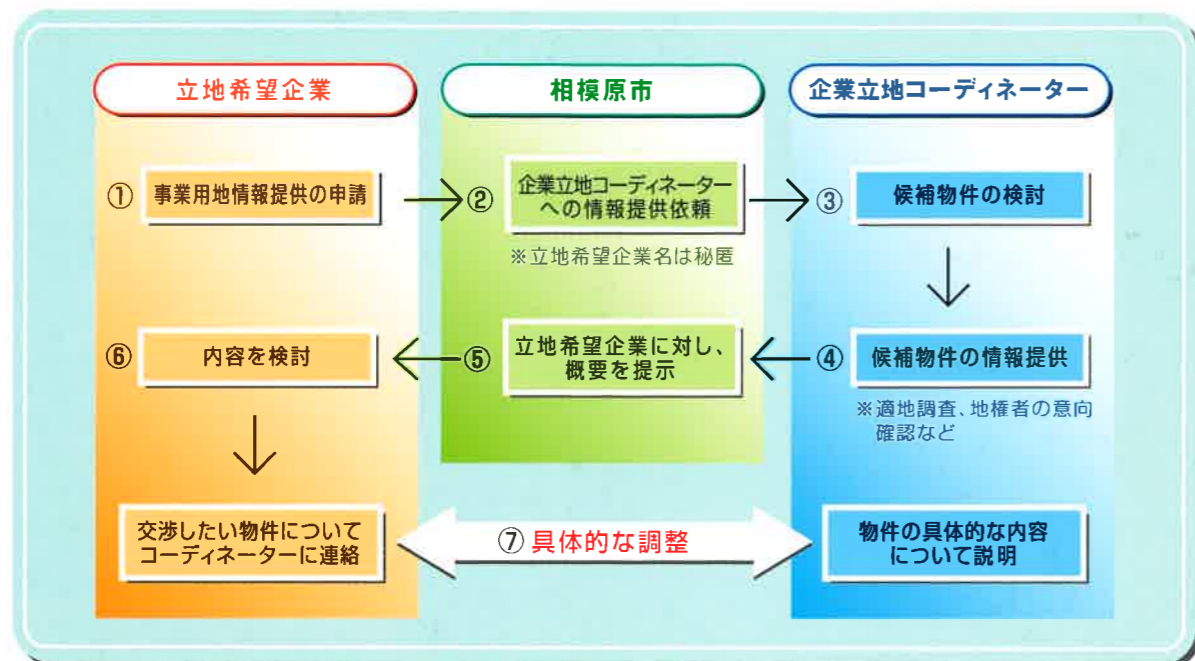
SAGAMIHARA
TOMORROW
EXPANSION
PROJECT

<インキュベーションシティさがみはら>

- ◆企業の立地、研究開発、販路開拓等の企業ニーズにダイレクトに応える支援メニューが充実!
- ◆有力企業が多数立地する全国でも有数の産業集積都市!
- ◆産学連携に積極的な大学等研究機関が多数!
- ◆さがみはら産業創造センターなどの産業支援機関によるきめ細かいサポートで後押し!
- ◆約70万人の人口を擁する大消費地!雇用の確保にも最適!
- ◆整備された交通網! さがみ縦貫道路の整備により益々高まる地理的ポテンシャル!
(東京都心、横浜市へは鉄道で容易にアクセス。東名高速、中央道へも国道で容易にアクセス)
- ◆合併により対象地域が拡大!

■事業用地探しをサポート「企業立地マッチング促進事業」

豊富な土地情報を持つ企業立地コーディネーター（不動産事業者、金融機関など）が相模原市内での立地を希望する企業の事業用地探しを効率的にお手伝いします。



※この事業に関する詳しい内容は、市のホームページでご覧いただけます。

■神奈川県助成制度「インベスト神奈川」との併用も可能

STEP50とインベスト神奈川を併用すると、工場は最大で投資額の19%、研究所は最大で投資額の23.5%の奨励金が交付されます。

対象地域	原則として工業専用地域及び工業地域で計画的に開発された地域など
対象業種	大企業：① 中小企業：①または② ①高度先端産業（高度技術工業、新製造技術、バイオテクノロジー、情報通信など） ②高度先端産業を支えるものづくり26分野（プラスチック成形加工、鋳造、金属プレス加工、めっき等の業種）
最低投資額	大企業 50億円以上 中小企業 10億円以上（既存県内中小企業は2億円）
雇用条件	大企業 50人以上（常用雇用者数） 中小企業 10人以上（常用雇用者数）
助成額等	工場・本社機能 設備投資額の10%（最大10億円） 研究所 設備投資額の15%（最大20億円）

※「インベスト神奈川」の申請受付は、神奈川県商工労働部企業誘致室になります。



企業立地等のお問い合わせをワンストップでお受けします

お問い合わせ

相模原市 経済部 企業立地推進室
〒229-8611 相模原市中央2-11-15
TEL: 042-769-9253 FAX: 042-754-1064
E-mail: kigyou-r@city.sagamihara.kanagawa.jp

「STEP50」とは
Sagamihara Tomorrow Expansion Projectの
頭文字を取ったもので、相模原市の今後の50年を見
据えて、明日の発展・飛躍に向けた歩み(step)とし
ていくための取組みを表したものです。

相模原市での工場・研究所の立地を強力に支援します！



SAGAMIHARA
TOMORROW
EXPANSION
PROJECT

<インキュベーションシティさがみはら>

- ◆企業の立地、研究開発、販路開拓等の企業ニーズにダイレクトに応える支援メニューが充実!
- ◆有力企業が多数立地する全国でも有数の産業集積都市!
- ◆産学連携に積極的な大学等研究機関が多数!
- ◆さがみはら産業創造センターなどの産業支援機関によるきめ細かいサポートで後押し!
- ◆約70万人の人口を擁する大消費地!雇用の確保にも最適!
- ◆整備された交通網! さがみ縦貫道路の整備により益々高まる地理的ポテンシャル!
(東京都心、横浜市へは鉄道で容易にアクセス。東名高速、中央道へも国道で容易にアクセス)
- ◆合併により対象地域が拡大!

全国でも有数の産業集積都市「相模原市」で、更なる発展をめざしませんか？



相模原市での**工場建設**や**設備投資**を
とことん応援します！



企業のみなさまを強力にサポートする豊富なメニューをご用意しました

1	区分	適用要件	最低投資額	奨励措置の内容		
				施設整備奨励金	不均一課税	雇用奨励金
企業立地等に対する奨励措置	新規立地 (市外企業)	企業等が市外から新規に立地し、 操業する場合 ※賃貸借及びリース契約も対象	【最低投資額】 3億円以上 【対象となる投資】 土地、家屋、償却資産	【奨励金額】 投資額の10%以内(限度額:5億円) ※賃貸借契約の場合は賃借料の3か月分、 リース契約の場合はリース契約額の3%	新規投資に係る固定 資産税及び都市計画 税を操業開始後5年 間、2分の1軽減	【奨励金額】 新たに市内在住者を6人以上 常用雇用した場合 ・1~30人目:1人につき30万円 ・31~70人目:1人につき60万円 【交付方法】 1年間の雇用実績を確認した 後に交付
	工場新設 (市内企業)	3年以上市内で操業している企業等が 既存工場以外に工場を新設する場合 ※賃貸借及びリース契約も対象	【最低投資額】 1億円以上 【対象となる投資】 土地、家屋、償却資産	【交付方法】 操業開始後、3か年に分割して交付		
	工場増設 (市内中小企業)	3年以上市内で操業している中小企業等が 既存工場を増設する場合	【最低投資額】 1億円以上 【対象となる投資】 土地、家屋、償却資産	【交付方法】 操業開始後、3か年に分割して交付		
	工場移転 (市内中小企業)	3年以上市内で操業している中小企業等が 市内の他の場所に工場を拡張して移設する場合 ※住工混在解消の場合は拡張なしでも対象	【最低投資額】 1億円以上 【対象となる投資】 土地、家屋、償却資産	【交付方法】 操業開始後、3か年に分割して交付		
	貸し工場建設	土地所有者が自ら所有している土地に 新規に貸し工場を建設する場合 ※2年以内に適用対象業種の企業等が入居し、 操業開始すること	【最低投資額】 3千万円以上 【対象となる投資】 家屋	【奨励金額】 投資額の5%以内(限度額:1億円) 【交付方法】 入居企業等の操業開始後、3か年に分割して交付		

例えば

CASE

市内中小企業が工場を新設する場合
 <投資額>土地5億円 建物3億円 設備2億円
 <新規雇用>10人

奨励金 1億円(施設)
300万円(雇用)

【税軽減】固定資産税、都市計画税の軽減
 ※この他に県の助成制度等を受けられる場合があります。

適用対象地域

- ア 工業専用地域
- イ 工業地域
- ウ 準工業地域のうち工業系の0.5ha以上の一団の地域
- エ 特別工業地区
- オ その他企業立地等の促進が必要と認める地域

適用対象業種

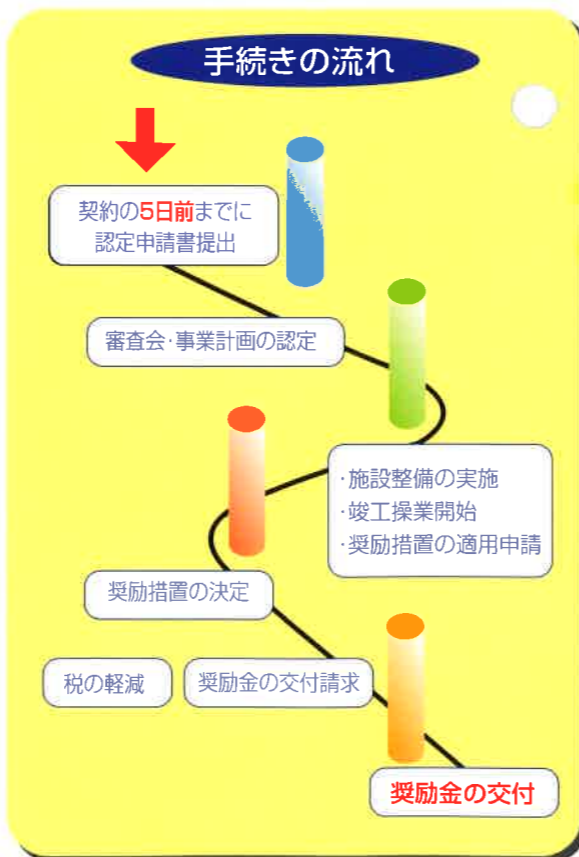
- ア 製造業
 - イ 情報通信業
 - ウ 自然科学研究所
- ※総務省統計局の産業分類による

適用期間

平成17年10月1日～平成22年3月31日

対象外経費等

- <対象外> ・グループ企業間における取引
 ・税(消費税、不動産取得税等)、登記手数料等
- <控除> ・当該立地等に係る国、県等からの助成金等
 ・移設前の土地・家屋等の売却額



2	区分	適用要件	奨励金
工業用地の保全に対する奨励措置	工業用地継承	適用対象企業等に1000㎡以上の土地を売却する場合 (ただし、工業専用地域及び特別工業地区にあつては、遊休地、低未利用地等の土地を売却する場合で、特に産業集積促進に寄与すると認めるときに限る。)	【奨励金額】 前年度の土地、家屋及び償却資産に係る 固定資産税並びに都市計画税相当額 【交付方法】 土地を取得した企業等の操業開始後に交付
	工業保全地区	対象地域(工業専用地域及び特別工業地区を除く)において、 工業系の地区計画を定めた場合(現に工業系利用の土地 に限る)	【奨励金額】 地区計画区域内の土地に係る固定資産税及び 都市計画税の2分の1相当額を5か年交付 【交付方法】 地区計画決定の翌年度から交付

3	区分	適用要件	融資内容	融資方法等
特別融資制度	中小企業施設 整備特別融資	設備投資額が5千万円以上の場合 (新規立地、工場新設、工場増設、工場移設 及び生産設備の増設・更新) ※ただし「1.企業立地等に対する奨励措置」 を受けないこと	ア 融資限度額:対象事業費の1/2以内で、 5億円を限度 イ 融資利率:年2.1%以内 ウ 融資期間:15年以内(据置期間2年以内) エ 利子補給:当初5年間、年1.0%	ア 取扱金融機関を通しての 間接融資 イ 信用保証協会の保証を付する 場合に、信用保証料の一部を 補助